

に國役に依つて、木刎烏帽子杭等十二ヶ所を設けらる。尙ほ元文四年五月代官正田庄郎九の檢地に依つて、新田一町四反五畝二十四步、之が石高八石一斗八合を得、次いで又地代銀百十四匁五厘を官納して、新開地七反九畝三步を開發し、寶曆八年四月代官萩原藤七郎の檢地を受けしも、葭生の故を以て高入はなかりき。更に又明和二年代官内藤十右衛門の田七反七畝二十七步に對する檢地を受け、其の高二石三斗三升七合を加ふ。

斯かる間に經營者彌助は死し、其の子彌右衛門之を繼ぎしも、明和三年之が經營を悉く大阪瓦町一丁目の炭屋善右衛門に譲渡するに至れり。善右衛門は即ち今の地主白山善五郎氏の祖にして、爾來新田は白山氏の代々經營する所となる。其の後安永六年十月には代官萬年七郎右衛門の檢を受けて、田畑一町六步高六石二升六合を増し、天保二年七月には代官岸本武太夫の檢地に依りて、田畑一町八反三畝二十七步、此の高十石七升四合の新田を増し、更に四十二年代官矢島藤藏の檢地によりて、畑四反七畝十二步高二石七斗、同十一年十二月代官築山茂左衛門の檢地にて、畑三反二畝六步高六斗六升四合、同十四年九月同代官の屋敷五反二畝九步の檢地あり、高五石二斗三升三定めらる。降つて嘉永五年四月代官設樂八三郎の檢地によりて畑六畝二十四步、高七斗七升二合を加へ、茲に新田の開発一段落を告げ、總石高五百八十一石六斗九合となる。

斯くて開發全く完成を告げ、略現時の村域を形成し、白山氏代々相傳へて之を經營せり。而して始めは新田内に移住者極めて少かりしも漸次各地より移住する者増加し、且つ耕地も次第に改善せられて、完全なる耕地となるに至れり。

然れども村民は悉く小作農に従事する者のみにして、土地を所有する自作農なかりしかば、村内は氣風の如きも他の農村とは稍其趣を異にするものあり、従つて舊幕府時代に於ける村内の政狀等に就ても、他とは全然趣を異にするものあり（次章行政の項參照）と雖も、地主對小作人の關係は頗る親密にして、あたかも主従の如き關係にありしかば、村は極めて平和に村民は互に家族的に親交を續けたり（民情風俗の項參照）

第五章 行政

本村の地が始めて津守新田として開拓せられたるは、元祿年間の事なれば、行政の沿革も頗る簡單にして、明治維新の大政奉還に至るまでは徳川氏の自領として、鈴木町代官の支配地に屬したりしと雖も、攝津國西成郡に屬せしものなれば、先づ村の行政沿革を叙するに先立ちて、攝津國並に西成郡の古來よりの行政沿革に就き、其の概要を記す事とせん。

攝 津 國

攝津國はもと難波國（一に浪速に作る）又は津國と云ひ、遠く神代の昔より海陸交通の要路に當りしかば、國史上頗る重要な地点なりしが上に、神功皇后の三韓征伐以後三韓との交通開かるゝや、更に海外交通の要津として一

層重要な地点となるに至れり。然れども大古此の地に國造を置かれし事さらに國史に見えず、されば門造を置かれしや否やは明かならず。唯此の國高津に仁德天皇の都し給ひしを始めとして、孝德天皇亦難波長柄に都を定め給ひしことあり、爾後桓武天皇の御代まで難波大宮を置き給ひし等、皇室との關係深かりし事は國史に明かなる所なり。

斯くの如く此の國は古來由緒深き地なるが上に、西國並に韓土、支那との交通の要津に當り、頗る重要な地点なりしかば、天武天皇の白鳳六年には攝津職を置き以て治めしめらる。即ち攝津職は國司の職にして、津國を治むる事普通の國司に同じけれども、國司中最も名譽ある職名にして京官に判せられ、長官を太夫と稱し、其の任務は極めて重大なるものにして、普通の國司の職掌は勿論、郵驛傳馬の事より、公私船舶の檢校、乃至は支那朝鮮よりの使節の接待等の職務をも管掌し、國務をも兼ねたり。而して丹比磨之に初ほし、爾來其の職を襲ぐもの二十六人、年を経るこま百十七年にして、桓武天皇の延暦十二年三月、攝津太夫和氣清磨の時、難波大宮を廢せられしかば、同時に此の職を停めて國司を置く事せり。是より職名を襲用して國名をなし、津國を攝津國と呼ぶに至れり。

國司は清磨攝津職より引續いて之に任ぜられしより、平安朝の末期承久の頃まで約四百二十年の間、之に任ぜらるゝもの總て八十餘人ありと雖も、其の悉くが果して親しく當國に臨みて、政刑を統べしや否やは詳かならず。更に其の後元弘の頃まで、凡そ百二十年間は所謂鎌倉時代にして、世態一變して封建の時代に移りしかば、國司又は守護職定かに判明せず。後醍醐天皇の建武中興成るや、再び守護職を置かるゝ事となり、楠木河内守正成當國の守護職を兼

ねたりしが、幾何もなく中興の偉業破れ、足利尊氏の此の地を侵すや、文和（北朝）元年佐々木秀詮を以て守護職に任じ、後又應安（北朝）七年には細川頼之代りて守護職となり、終に之を自領せし、其の臣藥寺寺をして守護代たらしむ。頼之より六轉して政元に至りて、永正四年香西元近の弑する所となりしかば、澄元之に代つて一時管領となりしも、爾後約六十年間は所謂戰國時代にして、國內に戰亂の絶ゆる事なく、從つて領主又は守護職の變轉甚だしかりしが、元龜の末年に至りて、織田信長の此の地を平定するや、荒木村重を以て之が守護職たらしめ、後天正七年池田信輝をして之に代らしめしも間もなく信長弑せられ、豊臣秀吉代りて天下を統一するや、其の居城を大阪に營なみ、同時に此の國を自領せり。元和元年豊臣氏の滅亡するや、徳川氏は一昨大阪城を勢州龜山の城主松平忠明に與へ附近の地十萬石を領せしめしも、間もなく之を和州郡山に轉封して、爾後明治維新に至るまで攝津の大部分は之を自領せし、大阪城代を置き更に奉行、代官等を置きて之を管せしむる事せり。

西 成 郡

（西成郡史所載）西成郡は延喜式攝津十三郡の一にして、而かも是れ古への所謂難波小郡に相當するや疑なし。然れども何れの時を以て小郡を西成郡に改めしか、史上更に其の事見えずと雖も、大日本史には「始め難波小郡と曰

ひ後今名に改む」云へり。蓋し西成郡の名は元明天皇の和同六年に於て、郡郷の名は好字を著はし、並に二字を用うべしと定められければ、此の時已に號けられしものと見るも敢て誤謬なかるべきか。然り而して其の名の始めて史上に現はれしは、和同六年より算し三十五年の後、天平十九年に於て、爾後又四十八年の後天平寶字四年、及五十七年後の神護景雲三年等に現はれしを以て最も古しとす。

西成又一に西生に作れるあり、之に就ては諸説紛々として起り、或ひは東生、西成は必竟對比の詞にして、而も春生秋成の義を寓せるものなれば、東西其の字の異なるこそ却て適當なれと云ひ、或ひは東生、西成と其の字を異にするも雖も、元是地理方角を指したるより起りし名稱に過ぎざれば、生成其の何れに作るも敢て不可なかるべしと云ひ、或ひは生國魂神社御傳記考に據れば、此の神の鎮座に依つて所の名を生島と云ひしを、二郡に分ちて東生、西生と云ひ、又其の生をも後には奈里と唱へ誤りつ云々あり、是は東西ともに生の字に作るを以て正とすに似たり。其の他にも尙ほ各説あれども、歸する所且に生成を主張せるに過ぎざれば略す。唯夫れ此の如く區々の説あるを以て、今其の何れを正とし將た非とすべきや判知すべからずと雖も、更に其の例証の示す處を擧ぐれば先づ本郡の名の最も遠く見わたるは法隆寺寶財帳、東大寺古文書、高野記、續日本後紀、清和實錄、三代實錄、延喜式等にして何れも皆西成に作らざるは莫し。加之近くは徳川三百年間の公文書を始めとして、攝陽群談、攝津誌、攝津名勝圖會、大日本史等の著書までも、悉く亦西成と作れるにぞ、結局之に従ひて西成を探るを以て妥當とすべし、西生の説は云ふ迄もなく我に於ては暫らく之を探らざるに決す。

尋いで鎌倉幕府の頃よりか、世俗本郡を指して欠郡と稱し、而も以て史籍に登せるものすらあり、嘗に爾のみならずして、中世全たく郡の制度破れしかば、遂に關郡の稱を産するに至れり杯と、憶測せるものすらあり、是れ蓋し細川兩家記中、欠郡中島と見えたるに覺しやも知るべからず、果して然らば開は全たく事實に相違するものぞかし抑も關郡とは古へ百濟郡の欠けたる地の後に至りて住吉、東成、西成の三郡に分隸せし所にのみ唱へられし一部の稱たるに過ぎず、攝津誌には百濟郡を廢し住吉、東成二郡に入るとありて、南田邊、北田邊、砂子、桑津、平野西の如き皆舊百濟郡に屬せしものとせり。又和漢三才圖會は案するに昔日百濟郡は住吉郡の北にあり、何れの時にか其の名を失ひ俗に欠郡と稱す、木津、難波、今宮、勝間、西高津はにして今西成郡に屬す、湯谷島、喜連、田邊、砂子、山内、寺岡、奥村、大豆塚、淺香、天王寺、阿部野、新家、舍利寺、林寺、平野町、東高津等も百濟郡にして欠郡となり、東生郡に屬すと云へり。其の住吉郡の屬區を以て、之を東生郡に入れりせざるは誤謬なれども其の位置方角に於ては確かに相一致せり。且つ己に本郡内に於ける百濟郡の舊蹤たる今宮村御厨子所供御人に賜はりし、弘治三年四月十日の倫旨にも攝州欠郡とあり、又木津村唯泉寺の寛永十四年鑄造の鐘銘にも關郡の名あり、其の他天和三年より元祿三年に至る、代官萬歲傳兵衛、設樂喜兵衛の署名ある免狀にして、而かも木津村へ下げられたるものにも欠郡と書けり（中略）されば西成欠郡又は單に欠郡と云ふもの、全たく是れ一部の稱にして本郡

全郡の稱呼にあらざるや知るべきなり。郡や由つて來るこゝ久し、而して其の郡名の曾て變更せらるゝことなく今日に至り、實に茲に千百六十餘年を歴たり。(以下略)

以上即ち西成郡史所載の文に依つて略其の大様を盡せり。唯關郡に關しては郡史の所説と幾分異なるものあれば、左に之を補ふべし。蓋し關郡の名の起れるは室町時代以後の事にし、て其の以前は關郡の名を見ず。而して關郡は百濟郡の廢絶に因つて起れるものなるべしと雖も、其の名の見ゆるもの頗ぶる多く、且つ其の用ひられし範圍も頗ぶる廣大にして、足利季世記には河内十七ヶ所も關郡とし、東成郡天王寺村、榎並村等にも欠郡の名を用ひしものあり。更に本郡今宮、木津、中島等にも欠郡の稱を用ひたるは前記郡史所載の文中にも示せる所なり、又住吉郡住吉村にも欠郡の名を用ひしものあり、されば其の範圍は單に百濟郡の地のみにあらずるは明白なり。即ち關郡の稱は恐らく官家置く所の稱にあらずして、國人の私に稱する所のものなるべく、而かも此の例は他にも多く見らるゝ所なり。

徳川時代の行政

元和元年豊臣氏の滅亡するや、徳川氏は一時松平忠明を大阪城に封ぜしも、同五年忠明を和州郡山に移封し、大阪城を幕府の直轄となし、附近の地を悉く自領となし、大阪城代を置き以て之が統治の任に當らしめ、且つ其下に大阪

町奉行を置き、以て司法、警察行政等を司らしめたり。更に又元和六年には鈴木町、同七年には谷町の兩代官を置き大阪三郷以外に於ける徳川氏の自領を管治せしめ、地方行政中専ら司農の事務に當らしむる事とせり。而して津守新田は元祿年間始めて開拓せらるゝや、直ちに鈴木町代官の支配地に屬せしめられ、以て明治維新に至るまで變る所なかりき。

而して代官の取扱ひし事務は之を細別すれば

- 一、戸籍に關する事務
- 二、貢租収税に關する事務
- 三、備荒貯蓄に關する事務
- 四、檢地に關九る事務
- 五、土木治水に關する事務
- 六、村小入用の監督
- 七、風紀取締の事務
- 八、救恤行賞に關する事務

尙ほ以上の外衛生、交通、村役人の監督は勿論、小作末進、賣掛代金の未拂に關する小訴訟の裁判等をも行へり。

次に舊幕府時代に於ける新田内の行政状態を見るに、普通の町村にありては夫々庄屋、年寄、百姓代等の村役人を置き、以て町村内の自治行政は素より、下級警察事務並に今日の民事裁判に於ては其の第一審を司らしめられしが、新田にありては全然其の趣を異にするものあり、即ち新田は大小にかゝらず、土地の全部が一個人の地主によつて所有せられ、他の村民は悉く小作者なれば、庄屋、年寄等の如き村役人を置かず、地主は新田の中央に支配所を置き小作人を支配すると同時に、村内の行政事務をも兼ね行ひしものなり。されば津守新田に於ても代々地主は新田の中央なる宇東島に支配所を置いて、新田の支配をなし、三百有餘の小作人を監督せしものなり。而して當時に於ては地主對小作人の關係は、あたかも領主對領民の如き關係に置かれ、地主は小作人に對して殆んゞ絶對の權力を有せしかば、村内はあたかも一大家族の如き有様なりき。

明治維新後の行政

徳川三百年の泰平の夢は破れて、明治維新の大異變に遭遇し、慶應四年には徳川幕府顛覆して、王政復古の偉業成るや、徳川幕府の直轄地たる代官の支配地は直ちに上地せられて、一時尼崎（城主櫻井忠興）藩の取締に屬せしめられしが、明治元年正月二十二日大阪鎮台を津村別院（今の大阪市東區本町四丁目）に置き、同日大納言醍醐忠順を

して之が長官に任せしめらる。是れ即ち維新後最初の管轄廳なり。然るに僅かに五日の後同月二十七日大阪鎮台を大阪裁判所と改め、醍醐氏之が總督となり、參與外國事務總督伊達宗城（宇和島藩主）を副總督に任じ、二月二日其の廳舎を西町奉行所々跡（大阪市東區本町橋東詰）に移轉せり。又此の月谷町の舊大官所跡に、新に司農局を設け、大阪裁判所に直屬して専ら徴租其の他の事務を管せしむる事とせり。次いで大阪裁判所に於ては三月十五日副總督伊達宗城の職を解き、閏四月二十一日府藩縣の三治制となり、府縣には知事及び判事を置く事となりしかば、大阪裁判所を改めて大阪府となし、醍醐氏復知事に任ぜられしが、幾何もなく之を辭し、後藤象次郎之に代り、假に府事を理せしめられしが、七月二十日に至りて知事を兼任せり。是れより先司農局は始め舊代官内海多次郎をして、其の事務を管せしめられしが、五月二十二日其の職を解き判事岩下方平之を兼任せり。間もなく六月二日には司農局を南北二局に分ち、南局を舊鈴木町代官所跡に置き、以て河内一圓を管轄せしめ、北局は從來の場所に置き、攝津一圓を管轄せしむる事とせり。斯くて權判事陸奥陽之助之が長となり、本村の地亦其の支配下に屬せしめらる。越えて翌二年正月大阪府を割きて河内攝津の二縣を置き、南司農局を河内縣とし、北司農局を攝津縣とす。即ち陸奥氏又其の知事となる、而して津守新田亦同縣の管下となる。然るに間もなく同年三月攝津縣の一部を割きて大阪府の管下に移され、此の時津守新田も共に大阪府の管下となり、更に同四月十一月從來の大阪府を廢して、更に大阪府を置かる、や、改めて大阪府の管轄となり、爾後變る所なく以て今日に及べり。

明治維新後に於ける府縣の制度は上述の如く、屢々改廢せられ漸やく四年十一月に至りて、之が一段落を告げしも未だ町村の制度の上に於ては何等革新を見る事なく、依然舊の儘なりしが、茲に府縣制度の革新一段落を告げしを以て、同五年五月大阪府第百七十五號を以て、村政上の革新を行ふこととなり、新に番組及び區を設け、以て地方行政の區劃定限を定むるに同時に、區戸長制度を設くる事せり。而して津守新田は東方の畑場八ヶ村（今宮、木津、難波、吉右衛門肝煎地、西高津、勝間、中在家、今在家）及び西側町、材木置場と共に西成郡第一區に屬せしめらる。今其の區劃定限の内容を見るに、區は一萬石内外の地を以て一區となし、各區に區長一人を置き、更に一區を數箇の番組に分ち、番組は一千石内外の地を以て標準となし、各番組に戸長、副戸長各一人を置き、尙ほ且つ村内には伍人組を設け、夫々組頭一人を置くものせり。又區長は區内の戸長、副戸長一統に代りて互選し、戸長は一統の公選に據り官府之を命じ、伍人組頭は其の組合の公選により區長之を定むるものとなし、區長、戸長、副戸長の公選或ひは互選は、同六年六月十日限り之を行ふものせり。今左に西成郡第一區の番組を示せば

壹番組	吉右衛門肝煎地	西高津村
貳番組	今宮村	
叁番組	木津村	
四番組	難波村	

五番組	勝間村	
六番組	津守新田	西側町 材木置場
七番組	中在家村	今在家村

即ち津守新田は西側町、材木置場と共に六番組に屬せしめらるゝ事となり、本村の江上田米助之が戸長に、又西側の太田喜一郎同副戸長に任ぜらる。更に各區にありては其の中央部を擇みて會議所を設け、區長は此に出頭して執務し公の取締に任ぜしむる事せり。而して第一區の會議所は今宮村に設けらる。

斯くて同八年四月三十日第百四十七號を以て、大阪府管内を十一大區に分ち、大阪市を四大區とし、他を七大區に分てり。即ち西成郡は第六大區となり、郡名を呼ばず直ちに『大阪府第六大區一小區六番組津守新田』と稱ふことせり。然るに翌九年六月七日區、戸长假職制並に取扱心得の制定あり、亞いで同十年九月十八日番組の制を廢止し從來の戸長を廢して新に區長は一小區に一人、戸長は同三人、書役は二人以上五人迄とし、等級を以て奉給を定め、會議所に勤務し、又各町村に一兩名宛の用掛を置きて村内の事務を司らしむることせり。而して津守新田の用掛は高山甚右衛門之に任ぜらる。更に同十一年七月二十二日、第十七號を以て郡區町村制の布告あり、爰に從來の大小區制を廢し、每郡に郡長一人、每區に區長一人、每町村に戸長一人を置き、或ひは町村の事情により、數町村に一人の戸長を置く事を得せしむることとし、同十二年二月十日大阪府天第二十二號を以て右の郡區町村制を實施し、同時に第六

大區を西成郡に復し、郡役所の位置を定めて上福島村三百四十番地に設置せり。又同月二十一日天第三十七號を以て從來の小區の地區名義を廢し、之に代ふるに町村分割を以てし、各分割に夫々戸長一人を置く事と定めらる。

翌二十二日大阪府天第三十八號を以て、各分割の戸長及び選舉人の資格並に選舉手續を定む。即ち右の規定に依れば、戸長及選舉人たるを得べきものは、其の村に本籍を有し、且つ住所を定むるものにして、而かも租税を納むるか價格百圓以上の不動産を所有する満二十才以上の男子たらざるべからずとなし、選舉開票は郡長之を行ふものとせり然るに同十三年七月二日天第九十四號を以て、前年二月達の第三十七號、三十八號を取消し、戸長の一分割一人制を廢し、毎町村一人制となし、役場は戸長の自宅又は別に適宜の場所に設置するを以て原則とすも、町村の特別の情願によりては、數町村聯合して戸長一人を置くも防げなしの特例を設け、同時に戸長及び選舉人の資格並に選舉手續等に一部改正を行ひ、戸長の俸給を年俸となし、任期を三ケ年と定め、總代を町村議員と改稱せり。斯くて津守新田も茲に始めて獨立の戸長を置く事となり高山甚右衛門之が戸長たり。

尋いで同十四年八月二十九日甲第七十二號を以て、再び戸長の配置並に選舉方の改正を行ひ、戸長は毎町村一名を以て原則とすも、三十戸未滿の町村に於ては便宜許可を得て數町村聯合にて、戸長一名を置く事を得るものとなし、戸長の年俸の規定を去り、三年の任期を二年に短縮せり。更に同十五年七月十三日甲第七十二號を以て、聯合村たる戸数を制限を擴張し、三十戸以上のものと雖も、聯合し得ることとなし、三十戸未滿の町村は當然最寄の町村と

聯合して戸長一人を置く事と定め、同年十一月二十七日乙第五十七號を以て、戸長の職制及び取扱心得を改正し、翌十六年三月七日甲第十一號を以て、三度戸長選舉法の改正を行ひ、即ち在來の選舉法は選舉人をして戸長を公選し、其の任命は大阪府之を行ふの變態の官制なりしかば、新選舉法は民選を本位となし、特別の事宜に依りてのみ官選をなすこととせり。是れ實に民選の新例を聞きたるものにして、舊法には次点者迄を有効とせしも、新法は之を三番札まで、即ち第三次の當選者迄を有効となし、且つ戸長の任期二ケ年なりしを四ケ年に延長せり。

斯くの如く戸長の選舉法、職制その他に就いては、殆んど毎年之が改正行はれ、而かも悉く大阪府の權限を以て布達せられたりしが、茲に同十七年五月大政官布達第四十一號を以て、戸長は府縣知事、縣令之を選任するものとし、但し其の村民をして三人乃至五人を選舉せしめ、其の中に就きて選任することを得べしと達せられしかば、茲に再び官選に改めらるゝに至れり。更に同年六月二十四日大阪府甲第四十七號を以て、戸長役場管理區域を定め、毎町村配置の制を改め、郡内を三十五戸長役場管理區域に變更せしかば、小町村は數ヶ村聯合して同一戸長役場管理區域となり、後に明治二十二年町村制の實施を見るに際しての町村分合の基礎をなすに至れり。而して津守新田は隣村勝間村と第二戸長役場管理區域に指定せられ、爾後町村制實施を見るに至るまで勝間村の後藤儀三郎戸長の職に居り、江上彦助用掛に任ぜらる。

町村制實施後

津守新田は舊幕の頃は木津川西岸の諸新田と共に、大新田組なる五箇島組の一に屬したりしも、他の新田が何れも木津川の西にありしに、獨り此の地のみ川の東岸に位し、ために他の新田とは木津川を隔て、交通不便なるに反し、畑場八ヶ村とは僅かに十三間川の細流に依つて相接したるを以て、村民は返つて今宮、木津、勝間、中在家、今在家西側町、材木置場等の諸村民と比較的親密なるものありしかば、明治五年始めて區番組の制度設けらるゝに際しては地勢、交通、民情等に鑑み、既に記せるが如く、西成郡第一小區に編入せられ、西側町、材木置場と共に六番組に屬せしめらるゝ事となり。而して後一時獨立して戸長役場を置きしも、更に同十七年より勝間村と同一戸長役場管理區域となり、茲に益々畑場八ヶ村と密接なる關係を結ぶに至れり。斯くて明治二十二年町村制實施せらるゝや、大體に於て十七年の戸長役場管理區域を以て、町村分合の基礎とせられしも、津守新田は又勝間村との關係を去つて、再び木津川以西の難波島、中口、今木、千島、南恩加島、平尾、炭屋、泉尾、小林、北恩加島、岡田、千歳、石田、木屋、八幡屋、湊屋、市岡、池山、前出屋、田中、北福崎、南福崎、池田等の各新田と共に川南村を組織し、其の一部として一大字をなすこととなりぬ。

川南村は實に二十四箇新田を以て一村を組織したるものにして、舊戸長役場制度の時代に於ても、尙ほ三戸長役場の管理區域に跨り、村内面積の廣きこと西成郡中他に比類なく、東は三軒家村に接し、更に十三間川の隔て、西濱町、木津、勝間及び粉密等の諸町村に界し、南は住吉郡（後に東成郡に合併す）敷津村に接し、西南部は大阪灣の一部に臨み、北は九條村及び大阪市北區安治川の一部に連り、又一部は安治川を隔て、川北村に對し、西は天保町を隔て、大阪灣に臨めり。而して其の土地反別は九百七十五町四反一步にして、内田四百十九町六反四畝二十二歩、畑五百十町七畝十二歩、宅地四十四町七反九畝八歩なりき。されば戸口の如きも頗ぶる多く、町村制實施當時に於て既に戸數千三百六十九、人口七千七百九十八人を算したりし程なり。

斯くて川南村は西部の天保町と組合村を組織し、同年五月二十八日川南村大字市岡八百三十七番地に組合村役場を設け、市岡の八杉村房七村長の職に就き、茲に始めて新町村制に依る村政の運用をなすことせり。然るに此の兩村は其の位置、大阪市の海港としての關門に當り、北には安治川あり、東には木津川ありて、更に西及び南は大阪灣に面し、加ふるに域内縱横に河川の通ずるものありて、舟楫運搬の便多く、土地を利用するに頗ぶる容易なりしかば各種の會社工場等の設置せらるゝもの多く、ために村内は急激なる發展をなし、明治二十九年末には兩村の人口一萬一千二百三十五の多きに及べり。されば茲に大阪市の第一次接近町村編入の事あるや、同三十年四月一日を以て、木津川以西の地は悉く大阪市部に編入せらるゝ事となり、ために川南村は解散する事となるに至れり。尙ほ川南村時代

の村長は杉村彦七に次ぎ本村の江上彦助之に任じ、更に後岡島嘉兵次之に代り明治三十年に至る。

津守村の獨立

明治二十九年七月十日大阪府告示第百八十五號を以て、編入區域の決定を見、川南村の木津川以西の地が、悉く大阪市に編入せらるゝ事に決定するに同時に、府は告示第百八十六號を以て、木津川以東の地たる大字津守新田の區域に依つて一村を組織し、新に津守村を置く事とせらる。是れ即ち現時の本村なり。されば從來津守新田の稱を用ひたりしが、茲に始めて津守村の稱を用ふる事となり、獨立の自治体として立つ事はなりぬ。

然れども當時津守村は戸數僅かに百七十餘、人口漸やく一千に満たざるの小村落に過ぎざりしかば、一村獨立して村政の運用をなすは頗ぶる困難なるものありき。然るに遇々十三間川の東岸なる木津、今宮兩村が、其の主要部分を市部に編入せられて、各々其の一部分のみ取残され、之等兩村の殘存部が合併して、新たに今宮村を組織する事となりしかども、兩村の殘部を合するも、尙ほ人口僅かに七八百に過ぎざる寒村にして、到底自治政の運用をなす事能はざるの状態にありしかば、茲に兩村は組合を組織し、組合村役場を設けて、漸やく村政の運用を圖る事とせり。而して組合村役場は始め今宮村七百八十番地に置きしも、同年八月同村字今船二百六十八番地に移し、翌三十一年五月に

は同字二百六十七番地に轉じ、同三十六年組合を解散するまで引續き同所に置けり。又組合村長には今宮の人渡邊麻次郎を推し、助役には本村の江上彦助就任せり。又組合村會は議員十二名を置く事とし、本村より六名今宮村より六名を選び、以て村政を議せしむる事とせり。

斯くて今宮との組合村を維持する事六ヶ年にして、其の間村會議員の改選を行ふ事一回(但し半数改選)又村長、助役共に一度任期満了せしも、何れも再選せられて交迭を見る事なかりき。尙ほ今日人口九萬餘を有するの大町たる今宮も、當時にありては人口僅かに八百餘にして、むしろ本村よりも貧弱なる村にして、而かも其の村落は専ら東部紀州街道に面したる俗に今宮新家と稱する附近なりしかば、兩村は地域相隣接す雖も、事實上に於て兩村の村落は東西に十數町を隔てたるがために、村内の民情も亦自ら異なる所多く、村政の運用上に於ても動もすれば兩村の間に利害の相反するものありしかば、種々困難なる問題を招致せんことしも、幸ひ理事者は其の間に處して、圓滿なる村政の運用に努めしを以て、差したる問題も起らず表面圓滿なる村政の運用を見ることを得たり。

然れども兩村は既に述べたるが如く、其の根本に於て永久に圓滿なる提携をなし能はざるの事情存せしのみならず兩村ともに漸次發展して戸口著しく増殖するの趨勢を示し、將來獨立して村政の運用をなし得るの見込充分なりしかば、茲に同三十六年四月より組合村を解散し、以て愈々各自獨立の村役場を設けて村政を理する事とせり。

獨立後の津守村

斯くて今宮との組合を解散して、茲に同年四月一日より純然たる津守村の獨立を見る事となりしかば、直ちに村内百四十二番地に村役場を設け、五月村會議員の總選舉を行ふ事とせり。而して當時本村は人口僅かに千百七十二、戸數二百九十三に過ぎざりしを以て、議員の定數も最少限度の八名となし投票の結果は

富田 朴 民

吉 宗 源 次 郎

野 田 治 兵 衛

河 井 德 松

吉川 吉 右 衛 門

中 島 德 兵 衛

袖 下 利 右 衛 門

森 内 六 左 衛 門

の諸氏當選し、村長には組合村當時助役たりし江上彦助を推し、助役には吉川吉郎兵衛の就任を見る事となり、始めて本村自治機關の確立を見るに至れり。

然るに村長江上彦助は翌三十七年十月病氣のため其の職を退きしかば、助役吉川吉郎兵衛推されて其の後任となり爾來同人は同四十一年及び大正元年の兩度再選せられ、村政上に盡す所多かりしが、同四年府會議員總選舉に際して立候補する事となり、ために一旦其の職を退きしも選舉終了後同年十月更に三選せられて就任する事となり、同六年十二月其職を辭す。而して其の退職後同七年三月助役河井德松推されて就任し、同十一年三月任期滿了せしかば同年

四月袖下德三郎推されて之に代り、同十四年三月末日村が大阪市に編入せらるゝため解散に至るまで引續いて其の職に居れり。左に歴代村長の在職一覽表を示さん

氏 名	就 職 年 月	退 職 年 月	退職理由	在職年數
渡邊 麻次郎	明治三十年四月	同 三十六年三月	組合解散	六ヶ年
江 上 彦 助	同 三十六年五月	同 三十七年十月	辭 職	一年五ヶ月
吉川 吉郎兵衛	同 卅七年十一月	大正六年十二月	辭 職	十三年一ヶ月
河 井 德 松	大正七年三月	同 十一年三月	任期滿了	四ヶ年
袖下 德三郎	同 十一年四月	同 十四年三月	村解散	三ヶ年

右表中渡邊麻次郎は今宮との組合村當時の村長なり。

次に村會は始め既に述べたるが如く議員の定員を八名とし、議員の任期は六ヶ年にして、三年毎に半數改選を行ふものとせり。而して明治三十九年五月半數改選の結果は

吉 宗 源 次 郎

西 宮 作 兵 衛

河 井 德 松

森 内 宗 八

の四氏當選せしも、河井德松は中途助役に就任せしたため、議員の職を退く事となりぬ。されば同四十二年五月半數改選と同時に補缺選舉を行ひ其の結果

富田 朴民 中島 徳兵衛 吉川 吉右衛門 野田 治兵衛
明山 久吉(補缺)

の諸氏當選せり。然るに其の後村内は年々共に人口著しく増加し、同四十三年末には三千を突破するに至りしかば、次期の改選期より議員の定員を十二名に増員する事せり。更に又同四十四年四月法律第六十九號を以て、町村制の改正あり、次期の選舉より議員の任期を四年とし、半數改選の制を廢し、一齊に總選舉を行ふ事と定められしかば、同四十五年五月の改選期には定員を十二名として總選舉を行ひ其の結果

池田 平次郎 森内 六左衛門 吉宗 源次郎 了味 勝次郎
中島 徳兵衛 池内 源吉 富田 朴民 野田 治兵衛
北島 新三郎 吉川 吉右衛門 吉宗 房吉 吉川 吉郎兵衛
の諸氏當選し尋いで大正五年の總選舉には

大野 宗兵衛 吉宗 保次 吉川 吉右衛門 森内 六左衛門
中島 徳兵衛 池田 平次郎 吉宗 房吉 池内 源吉
吉宗 源次郎 北島 新三郎 中村 半三郎 富田 朴民

の諸氏當選せり。續いて大正七八年の頃より歐洲戰亂の餘波を受けて、我國は經濟界未曾有の好況時代を現出し、村

内の工業亦大いに勃興せしかば、人口益々増加し、遂に大正八年末には六千八百餘に達し、五千を突破する事、實に千八百に及びしを以て、茲に同九年五月の改選期より議員の定數を十八名に増員し、選舉開票の結果は

山奥 喜代吉 北島 新三郎 和泉 保次郎 尾崎 淺五郎
葉山 岩太郎 森内 六左衛門 江上 彦助 鴻池 治良吉
富田 朴民 林 吉三郎 池田 平次郎 袖下 徳三郎
吉川 吉右衛門 吉宗 房吉 大和田 丑松 池内 源吉
川崎 孫一 井上 西三郎

の諸氏當選せり。然るに井上西三郎死亡せしかば同十年三月補闕選舉の結果中村半兵衛の當選を見、更に森内六左衛門の補闕として津川常治郎當選せり。尋いで同十三年五月總選舉の結果、左の十八氏當選し、村政を議する事となり、以て同十四年三月村が解散するに至る迄其の職に居れり。左に氏名及び其の村會議員としての在職年數を示さん

吉川 吉右衛門 十七年七ヶ月 吉宗 源次郎 十六年八ヶ月
池田 平次郎 十二年十一ヶ月 池内 源吉 十二年十一ヶ月
西宮 作兵衛 七年十一ヶ月 葉山 岩太郎 四年十一ヶ月

鴻池治良吉	四年十一月	林吉三郎	四年十一月
尾崎淺五郎	四年十一月	山奥喜代吉	四年十一月
津川常治郎	一年九月	西川鶴松	十一月
中舎淺次郎	十一月	梅本榮太郎	十一月
別所淺吉	十一月	中谷半之助	十一月
泉幸三郎	十一月	池田已之助	十一月

尙ほ村役場も本村の獨立當時は、戸口も極めて少なく、行政事務も極めて簡略なりしかば、村長、助役の外吏員の數も僅かに一二名に過ぎざりしも、漸次戸口の増加と時勢の進運に伴ひ、吏員の數も次第に増員せらるゝに至れり。而して編入當時は村長、助役、收入役の外に書記六名、技手一名を置き、庶務、會計、稅務、勸業、學務、土木、衛生、戸籍、兵事及び水道の十係に分ち、夫々専門的に事務を取扱はしむる事とせり。且村役場の廳舎も、大正三年には村内四百四十九番地に、建坪二十六坪四合の家屋を借り受けて之に移轉し、更に大正十二年には四百四十八番地に敷地百六十八坪を借り受け、本造二階建（地階共に三階）七十六坪の廳舎を新築し、同年九月之に移轉せり。今編入當時の村長、助役、收入役を左に示さん

名譽職村長 袖下徳三郎（大正十一年三月就任）

名譽職助役 中村半兵衛（大正十三年二月就任）

收入役 中村半三郎（大正十三年十二月就任）

最後に明治二十六年四月本村の獨立以降に於ける全村會議員中、編入當時の在職議員以外の者にして、十ヶ年以上村會議員の職にありて、村治に盡心せし者を舉ぐれば左し如し

富田朴民	在職二十一年	森内六左衛門	在職十七年
吉宗房吉	在職十三年	野田治兵衛	在職十三年
中島徳兵衛	在職十一年		

第六章 財政

本村は既に述べたる如く、明治二十二年四月町村制の實施せられし當時ありては、戸數僅かに百三四十戸に過ぎざりしかば、到底一村獨立して村政の運用をなす能はず、ために木津川西岸の諸新田と共に、川南村の一大子として甘んぜざるを得ざりしなり、更に同三十年川南村の大部分が大阪市に編入せらるゝに際しても、獨り津守新田のみは